

※市役所各課の電話番号は全て直通になっています。 お掛け間違いのないようお気を付けください。

休まで (日曜日・月曜日除く) 時間 午前10時から午後6時ま 所申込について

ページからご確認ください。 いて受付期間や申込方法は市ホ 令和6年4月からの入所申込につ

お問い合わせ先にご連 いただけない方は左記 ームページ -ジを閲覧





絡ください

5歳までの児童(ただし、 市内に住所を有し、

【お問い合わせ先】

な施策を推進する上で必要な調査で

住生活の安定・向上に係る総合的

が行われます。

12月1日、全国で住生活総合調査

·住生活総合調査に

すので、ご協力をお願いします。

本庁こども未来課子ども福祉係 **3**099-201 3421

の中から抽出された世帯

土地統計調査に回答いただいた世帯

10月に実施された住宅・

()の募集について |理補助員(会計年度任用職

の調理補助員(会計年度任用職員) を次のとおり募集します。 市では、 伊集院学校給食センタ-



11月下旬から郵送により調査票

オンラインまたは郵送

調査の対象となる世帯に

【お問い合わせ先】

令和5年住生活総合調査事務局

により回答 が配布され、

若干名 伊集院学校給食センタ

中で継続入所を希望する児童は除 または各支所地域振興課福祉係 6年度に入所を希望する0歳から満 現在入所 令和

予算の範囲内において補助金を交付 事業を実施する農業者などに対し、 により増加した遊休農地を解消し、

1カ月当たり15日以内

(8月(夏休み)は除く)

1月2日 ※ から12月28日

時までのうち6・5時間 勤務時間 午前8時3分から午後4

労働保険(雇用·労災)

時間額897円

一定の要件を満たす場合

に支給 応募方法] 会計年度任用職員登録申

支所教育振興課、伊集院学校給食セ ※申込書は本庁教育総務課および各 込書1部提出(写真貼付) ンターに準備してあります。

| 11月30日休 午後5時まで 書類審査および面接

【提出先・お問い合わせ先】

伊集院学校給食センター

本庁教育総務課 **2**099-273-0316

2099-248-9426 ついて遊休農地解消事業補助金に

め、遊休農地を解消する簡易な復旧 農地の保全と農業の持続性を図るた 業の担い手の減少による労働力不足 市では、農業者の高齢化および農

または所有権の移転をした農業者ま 基づき、利用権の設定もしくは移転 法または農業経営基盤強化促進法に を全て満たす者。 たは法人であって、 補助対象者」遊休農地について農地 次に掲げる要件

○当該事業が他の補助金などの交付 を受けていないこと

○市内に住所または所在地を有する

3年以上継続して当該農地の耕作を ○事業を実施した年度から起算して 行うこと

○補助金の交付の対象となる経費

①から③の単価を乗じて得た額 は 限20万円)以内とする。 が図られる遊休農地の面積に、 ○補助金の額は、事業によって解消 合は、補助対象としない。 補助対象経費の額が1万円未満の場 事業に係る経費とする。ただし 次の Î

②事業を自ら施工する場合(重機な どの借り上げで施工) 千円 (1アー ①事業を委託して施工する場合 ル当たり) 2 千 円

どの借り上げをし ③事業を自ら施工する場合 ない) 千円

ル当たり)

○補助金の交付は、 アール当たり) につき1回を限度とする。 つの遊休農地

く

て、世帯や事業所などの調査対象統計調査員は、各種統計調査にお

書類などについては、左記までお問 い合わせください。 『書類など』 申請書類および添付

集・点検といった、調査活動の最も基

への調査票の記入依頼、調査票の収

本的かつ重要な業務を受け持ちます。

調査活動に従事すると、報酬が支

(金額は調査ごとに定

【提出先・お問い合わせ先】 農業委員会事務局農業振興係

☎099-274-2124

められています) 払われます。

女性に対する暴力や離婚にまつわ 110番」について和5年度「女性のための法

> 内容は市ホームページ ※応募方法など詳し

題について、女性の弁護士が電話と る悩みなど、 面接で相談に応じます。 女性の人権に関わる問

> 本庁企画課政策推進係 【お問い合わせ先】 をご確認ください

2099-248-9403

男女共同参画センター相談室までお 申し込みください。 相談を希望される方は、鹿児島県

午後4時まで ンター相談室までお問い合わせくだ 詳しくは鹿児島県男女共同参画セ 催日時] 11月21日巛 午前10時から ※予約者を優先します。

【お問い合わせ先】

3099-221 時から午後5時まで 鹿児島県男女共同参画センタ -6630 月曜日除く) (午前9 -相談室

統計調査員の募集について

市では、

統計調査員として登録い

山神の郷施設の民間移管市農産物直売所ひまわり: 館および市

または各支所地域振興課自治振興係

市農産物直売所ひまわり館および 管について

和6年4月1日からは民間に移管 を公募します。 て運営することとなりました。 を導入して運営してきましたが、 市山神の郷施設は、指定管理者制度 つきましては、 応募対象は応募資格 移管先となる法人 令

法人です。 要件を満たす、日置市内に所在する 応募要項などの詳細

は、

市 の ホ

へ

ジ

【お問い合わせ先】

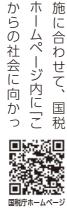
ただける方を随時募集しています。

吹上支所産業建設課農林水産係

☎099-296-21



実施に合わせて、 て」です。なお、「税を考える週間」の テーマは、「これからの社会に向かっ だくために設けています。今年の の税に対する理解をより深めていた 説明することにより、国民の皆さま および役割(使途)を分かりやすく は、国民生活に深い関わりを持って える週間」です。「税を考える週間」 いる税について、その意義(必要性) 11月11日から17日までは ムページ内に「こ 国税 「税を考



ご紹介します。ぜひご覧ください。 け、国税庁の各種取り組みについて て」をテーマとした特設ペ ージを設

すので、 校から応募のあった税に関する作品 間」の広報活動の一環として、 一部を左記のとおり展示しておりま (習字・作文・標語・絵はがき) 教育推進協議会では、「税を考える週 伊集院税務署および日置地区租税 ぜひご覧ください 各学

《税に関する作品展 (習字・ 標語

「これからの社会に向かって」

【お問い合わせ先】伊集院税務署 展示場所] ソレイユタウン伊集院 11月10日から24日まで

☎099-273-2541

(i) こころの健康相談について



ださい。 康でお悩みのご本人やご家族の方で つ病や気分障がいなどのこころの健 る相談会を開催します。 ご希望の方は事前にお問い合わせく こころの健康について、医師によ 相談会は予約制で行いますので、 対象は、 う

は ※相談内容および個人情報について お受けできない場合もあります。 して医師による相談会には保健師が 主治医がいらっしゃる方の相談は 固く守られます。また、原則と

正午まで、 日置市中央公民館(午後) に応じてご自宅への訪問も可能です 🗓 1組当たり1時間 午後2時から午後4時まで 吹上中央公民館 12月7日(水午前10時から (午前)、

【申込先・お問い合わせ先】 本庁健康保険課健康づくり係 ※ご希望 日吉支所地域振興課市民係

99-292-21

相談が制限される場合があります

無料

によっては、司法書士の業務範囲により

による無料相談会

【お問い合わせ先】

から午後3時30分まで

日吉支所

2階会議室

鹿児島県司法書士会鹿児島支部会員

内容] 不動産登記全般 (権利関係)、

民事一般、

後見、多重債務

※相談内容

12月13日% 午前9時30分

※事前の予約が必要です。

ください。

日吉支所

2 階

小会議室 11月28日火

午後1時から午後4時まで

鹿児島県司法書士会事務局

【予約先・お問い合わせ先】

です。事前予約のあった方を優先します。

相談時間は1

人当たり30分

鹿児島県行政書士会



南蛮員候補者」の選定通知について 令和6年度の「裁判員候補者」「検察

争入札に参加を希望される方。

【お問い合わせ先】 協力ください。なお、分からないこ 加する2つの制度ですので、 可能性があることを事前にお伝え うためのものです。 裁判員または検察審査員に選ばれる 選ばれた方に届きます。この通知は 簿への記載のお知らせ」または「検察 月中旬に裁判員候補者および検察審 い合わせ先へお尋ねください。 とがありましたら、それぞれのお問 ており、通知はそれぞれの候補者に を有する県民の中からくじで選ばれ せ」を送付します。 候補者は選挙権 審査員候補者名簿への記載のお知ら 査員候補者に対し、「裁判員候補者名 あらかじめ心積もりをしてもら 国民が司法に参 ぜひご

鹿児島地方裁判所刑事部裁判員係 **☎**099-222-7157 ○裁判員候補者について

鹿児島検察審査会事務局 ○検察審査員候補者について

☎099-808-3719

前の定期および追加受付について令和6年度競争入札参加資格審査申

(出先機関を含む) 者の令和6年度において日置 が発注する競

> 測量・建設コンサルタント等部門お または業種の追加などの変更申請さ 札に参加しようとする方は必ず申請 定期の受け付けとなりますので、 れる方を対象とします。 において、 については、 してください。また、建設工事部門 よび物品・役務等部門については、 申請をされなかった方、 令和5年度の定期審査 今回、

建設コンサルタントなど(定期) 物品・役務など(定期) 建設工事(追加)・測量 12月4日 側から令和6年

月4日似まで(平日のみ)

12月3日(日)

電話・カメラ/

インタ

月30日(木)

地図アプリ/SNS

らのダウンロード (トッ

または本庁財政管財課で入手できます。 約]→「入札参加資格」)、 プページから[入札・契

【提出先・お問い合わせ先】 法 郵送または持参

本庁財政管財課契約係

2099-248-9402 トフォン教室の受講者墓

にしたスマ-使い方を学び、活用したい人を対象 無料でスマー 12月は次の場所と日時で トフォン教室を開催. トフォンの基本的な

法市ホ -ムページか

前申し込みが必要

時まで

いません)

せ先に電話で申し込み。

お問い合わ

ムペー

ジからご確認ください。 せ先またはホー

開催します

1月6日% 月25日出 地図アプリノ

地図アプリ/SNS リ/SNS

電話・カメラ/

電話・カメラ / SNS インタ

月8日金 地図アプリ/SNS

12月12日巛 | 地図アプリ/SNS 各講座8人 (先着順)

事

午後1時30分から午後4 市内在住の方(年齢は問

込み 事前に左記のお問い合わ

1月14日休 地図アプリ/SNS 電話・カメラ/インタ S N S

開場:午後5時30分

12月2日出

開演:午後6時3分から午後8時まで 無料

日置市伊集院文化会館

申込不要

※全席自由

楽「国楽」の迫力ある演奏 興会」による韓国の伝統音 で活躍している国楽団「林芳蔚国楽振 韓国全羅南道光州広域市

【お問い合わせ先】 を、ぜひご体感ください。

本庁企画課国際交流・男女共同参画係 **2**099-248-9403

まして、参加企業募集について 高校生のための合同企業セミ

促進を図る取り組みとして実施する 「高校生のための合同企業セミナー」 市では高校生の市内企業への就業

の参加企業を募集しています。 後1時3分から午後3時3分まで 令和6年2月19日原 伊集院総合体育館

12月15日 金まで

日置市内に本社または事

令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます

相続により(遺言による場合を含みます。)不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得し

種申請受付を行います。本人確認のた 険料など、年金についてのご相談、 が年金を受け取る手続きや仕組み、

各 保

> **2**090-2719-21 行政書士岩井田健太郎事務所

相談所について司法書士による登記

鹿児島北年金事務所の専門相談員

めに公的機関発行の顔写真付き証明

と年金手帳などの関係書類をご持参

午後1時から午後4時まで

12月7日休

| 日置市中央公民館講座3

2099-248-9409 本庁商工観光課企業誘致係

年金相談について

【お問い合わせ先】

☎099-272-2405

です。事前予約のあった方を優先します。

種子島行政書士事務所

相談時間は1

人当たり30分

【お問い合わせ先】 奨はできません。 たセミナーのため、具体的な応募勧 企業を知ってもらうことを目的とし 年生またはその生徒の保護者に市内

制限される場合があります。

無料

行政書士の業務範囲により相談が

業所を有する企業、

法人など

日置支部会員

相続、後見、公正証書、離婚

| 就職活動を控える高校2

その他生活相談

※相談内容によって

たことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

<注意>令和6年4月1日以前に相続した不動産は、令和9年3月31日までに手続きをする必要があります。 また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から3

その内容を踏まえた登記の申請をしなければならないこととされました。 なお、正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が科される

ことがあります。

義務化がはじまるのはいつからですか?始まった後に対応すればよいですか? 「相続登記の義務化」は令和6年4月1日から始まります。ただ、今のうちから、備えておくことが 重要です。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義

務化の対象となります (3年間の猶予期間があります) ので要注意です! 不動産を相続した場合、どう対応すればよいですか?

法務局でとることによって義務を果たすことができます。

相続人の間で<mark>早めに遺産分割の話し合い</mark>を行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて 法務局に相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続きを

詳しくは、法務省ホームページでご確認ください。▶

23 Hioki City Public Relations 2023.11

賞受賞

☎099-248-9406 本庁企画課情報政策係